

## 岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力低下によりコミュニケーションがとりにくいために日常生活上の支障がある高齢者に対し、高齢者の社会参加及び地域交流を支援し高齢者福祉の増進に資するために、予算の範囲内において交付する岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、岡崎市補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、第5条の規定により申請をする日時点において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、市が整備する住民基本台帳に登録されている65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障がい者手帳(聴覚障がいによるものに限る。)の交付を受けることができない者であって、4分法による両耳の聴力レベル(500ヘルツ、1,000ヘルツ×2回、2,000ヘルツにおける平均聴力)がそれぞれ30デシベル以上である者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する補装具費支給の対象でない者
- (4) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき補聴器の購入に係る助成を受けていない者
- (5) 耳鼻咽喉科の医師(以下「医師」という。)により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されている者
- (6) その属する世帯の全員が第5条の規定により申請をする年度の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第81号)の規定による市町村民税をいう。以下同じ。)が非課税である者
- (7) 過去に補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるいずれにも該当する補聴器1台の本体価格とする。ただし、

補聴器本体価格の値引きがあったときは、当該値引き後の価格とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定による医療機器に該当するもの
- (2) 公益財団法人テクノエイド協会により登録された認定補聴器専門店（以下「専門店」という。）にて購入したもの
- (3) 第 6 条の規定により交付の決定を受けた後に購入したもの  
（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 を乗じた額とし、当該額が 2 万円を超えるときは 2 万円とする。

2 前項に規定する額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 医師により申請日前 3 か月以内に交付されたオーディオグラム（純音聴力図）
- (2) 申請者の属する世帯全員の市町村民税が非課税であることを証する書類
- (3) 専門店が作成した補助金の交付を受けようとする補聴器の見積書
- (4) 前 3 号に掲げるほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、その年度の 7 月 1 日から 2 月末日までの期間に行わなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金実績報告書（様式第 3 号）に、補聴器購入に係る領収書（写しを含む。）を添付し、当該交付決定日から 30 日以内又はその年度の 3 月 31 日のいずれか先に到来する日までに市長に請求しなければならない。ただし、領収書

は次に掲げるいずれにも該当するものに限る。

- (1) 宛名が申請者氏名であるもの
  - (2) 次に掲げるすべての事項が記載されているもの
    - ア 購入日
    - イ 購入した専門店の名称
    - ウ 購入機器の名称又は型番
    - エ 購入機器の価格
- (補助金の額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、補聴器購入の実績その他請求の内容を審査した上、速やかに補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付額確定通知書（様式第4号）により前条の規定による請求をした交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る補聴器を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、貸付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、当該補助金に係る補聴器を事業者に返却したことにより、収入を得たときは、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合、又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消又は返還)

第11条 市長は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 関係法令、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付取消決定通知書（様式5号）により、当該取消を受けた交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ア 表面

イ 裏面

様式第1号

受付番号  
※記入不要

**岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付申請書**

（宛先）岡崎市長

岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金の交付を受けたいので、岡崎市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり、詳細書類を添えて申請します。また、この補助金の交付の可否を決定するにあたり、申請者が属する世帯のすべての者の住民基本台帳、市民税課税状況及び申請者の身体障がい者手続交付の有無について、岡崎市が調査することに同意します。

【申請者(対象者)】	申請日 (元号) 年 月 日
住所 〒 _____ 岡崎市 マンション名: 芳華町	
氏名 _____	※ 尚書でない場合は姓を併記する必要があります。
生年月日 _____年 _____月 _____日	
連絡先 電話番号 (FAX) _____ 申請者本人と連絡がとれない場合は、以下に記入ください。 氏名 _____ 電話番号 _____	

耳耳鼻咽喉科受診の前に、次の内容を事前に確認してください。

【課税状況】 該当する項目に☑をしてください。

申請者は、市民税非課税世帯に該当しますか。 ※（申請年度の課税状況）

はい  いいえ ⇒ 補助金の交付対象外です。

【身体障がい者手続の交付】 該当する項目に☑をしてください。

申請者は、聴覚障がいによる身体障がい者手続の交付を受けていますか。

はい ⇒ 補助金の対象外です。  いいえ

【他法による補聴器購入費の助成】 該当する項目に☑をしてください。

申請者は、法に基づいた補聴器購入費の助成を受けていますか。

はい ⇒ 補助金の対象外です。  いいえ

**裏面に続きです**

耳耳鼻咽喉科を受診する際にこちらの申請書を持参してください。

**医師意見書** ※ 受理を済ませた場合に記入をお願いします。

患者氏名 \_\_\_\_\_

四分法にて、聴力が対象に該当する場合☑をつけてください。

【対象聴力】  両耳の聴力レベルが30dB以上で  
聴覚障害による身体障がい者手続の交付の対象にならない  
上記の者は、聴力低下のため補聴器の使用が必要であることを認めます。

(元号) 年 月 日

医師所属 所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

◆ 申請者(対象者)にオーディオグラム(聴音聴力図)を交付してください。  
※ 医療費返還・オーディオグラムは交付から3ヵ月有効です。

【購入を希望する補聴器について】 ※ 見積書をご提出ください。

購入を希望する補聴器の名称又は品番	名称(品番)
-------------------	--------

※ 次の計算式を用いて、交付申請額を計算してください。

見積額	円	÷2=	A	円	→ Aが小さいか低い方の額
					交付申請額
				※1,000円未満切り捨て	
			B	円	
			20,000	円	※ 補聴器の上取額

【交付書類】 次の内容を確認し、すべての項目に☑をしてください。

個人住民税が非課税とわかる書類(同一世帯全員分の非課税証明書)

[ : 同一世帯全員分の証明書をご提出ください。福祉サービス利用であれば無料でご取得できます。 ]

[ : (申請年度の)非課税証明書をご提出ください。 ]

オーディオグラム(聴音聴力図)

[ : 耳耳鼻咽喉科受診時に交付されたものを提出してください。 ]

購入を希望する補聴器の見積書の写し

[ : 写しが申請者のものを提出してください。 ]

[ : 購入を希望する認定補聴器専門店で作成してください。 ]

## 様式第2号（第6条関係）

様式第2号

(年度) 長崎 県

級

(元号) 年 月 日付けで交付申請のありました同崎市聴覚高齢者補聴器高齢者補助金について、次のとおり決定しました。

(元号) 年 月 日

同崎市長 氏 名

1 決定内容		不交付の 決定理由	
2 精聴器見積額			
3 補助金の額	¥ . -		
4 実績報告	<p>(元号) 年 月 日までに同崎市聴覚高齢者補聴器購入補助金実績報告書(様式第3号)に領収書を添付して提出しなければならない。</p> <p>※ 領収書は、宛名が対象者氏名であって、購入日、購入店種名称、購入機器の名称(型番)及び購入機器の価格が記載されているものであること。</p>		
5 補助の要件	<p>(1) 当該補助金の交付により取得した補聴器については、交付目的に反して使用、譲渡、貸付又は担保に供してはならない。</p> <p>(2) 当該補助金の交付により取得した補聴器を事業者に返却したことにより、収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができます。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5の「実績報告」が上記期日までに提出されなかったとき。</li> <li>・偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。</li> <li>・関係法令、規則及び要綱に違反したとき。</li> </ul>		

交付番号

## 様式第3号（第7条関係）

様式第3号

交付番号

### 同崎市聴覚高齢者補聴器購入費補助金実績報告書

(宛先) 同崎市長

(元号) 年 月 日

報告者(対象者) 住所

氏名

※ 記載でない場合は空白が必要です。

同崎市聴覚高齢者補聴器購入費補助金について、次のとおり実績報告します。

①補聴器購入日	(元号) 年 月 日
②購入した補聴器の名称	

≪計算式≫

購入額	÷2	=	A	AとBのいずれか低い方の額
			B	
			20,000	※ 補助の上限額
				③請求額

≪振込先口座≫ ※ 申請者の本人名義のみ

金融機関名		支店名	
銀行	信用金庫	支店	店
信用組合	信用組合	支店	店
農業協同組合	農業協同組合	支店	店
フリガナ		預金種目	口座番号(おついでにご記入ください)
口座名義		普通(総合)	
		当 座	

**【添付書類】 次の内容を確認し☑をしてください。**

補聴器購入の領収書の写し 見直し書を作成した認定補聴器専門店で購入したとき

宛名が申請者本人の名前になっている

購入日、購入商品名、購入金額、購入先店舗名が記載されている

## 様式第4号（第8条関係）

様式第4号

（年度）長崎 号

様

（元号） 年 月 日付けで実績報告のありました長崎市聴覚高齢者補聴器高齢者補助金について、次のとおり確定しました。

（元号） 年 月 日

長崎市長 氏 名

1 交付決定金額	Y	-
2 確定金額	Y	-
3 制限事項	<p>(1) 当該補助金の交付により取得した補聴器については、交付目的に反して使用、譲渡、貸付又は担保に供しないください。</p> <p>(2) 当該補助金の交付により取得した補聴器を事業者に返却したことにより、収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができます。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り直し、既に交付した補助金がある場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。</li> <li>・関係法令、規則及び要綱に違反したとき。</li> </ul>	

受付番号

## 様式第5号（第11条関係）

様式第5号

（年度）長崎 号

様

（元号） 年 月 日付けで交付決定しました長崎市聴覚高齢者補聴器高齢者補助金について、次のとおり交付決定を取り直しました。

（元号） 年 月 日

長崎市長 氏 名

1 取消の理由		
2 交付済の補助金額	Y	-
3 補助金の返還	<p>2の「交付済の補助金額」について、次のとおり返還してください。</p> <p>【返還すべき補助金の額】</p> <p>Y</p>	-

受付番号